

- (9) 「21」のエリスロポエチン精密測定は、赤血球増加症の鑑別診断並びに重度の慢性腎不全患者及びエリスロポエチン投与前の透析患者における腎性貧血の診断のために行った場合に算定する。
- (10) 「21」の $17\alpha$ -ヒドロキシプロジェロン精密測定は、先天性副腎皮質過形成症の精密検査又は治療効果判定のために行った場合に算定する。
- (11) 「24」のノルメタネフリン精密測定は、褐色細胞腫の診断又は術後の効果判定のため行った場合に算定し、「22」のメタネフリン精密測定を併せて行った場合は、主たるもののみ算定する。
- (12) インスリン様成長因子結合蛋白3型（IGFBP-3）精密測定  
ア 「25」のインスリン様成長因子結合蛋白3型（IGFBP-3）精密測定は、成長ホルモン分泌不全症の診断と治療開始時の適応判定のために実施した場合に算定できる。なお、成長ホルモン分泌不全症の診断については、厚生省間脳下垂体障害研究班「成長ホルモン分泌不全性低身長症診断の手引き」を、治療開始時の適応判定については（財）成長科学協会「ヒト成長ホルモン治療開始時の適応基準」を参照すること。  
イ インスリン様成長因子結合蛋白3型（IGFBP-3）精密測定を同区分「22」のソマトメジンC精密測定と併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。

#### D 0 0 9 腫瘍マーカー

- (1) 腫瘍マーカーは、診察、腫瘍マーカー以外の検査、画像診断等の結果から、悪性腫瘍の患者であることが強く疑われる者に対して検査を行った場合に、悪性腫瘍の診断の確定又は転帰の決定までの間に1回を限度として算定する。
- 悪性腫瘍の診断が確定し、計画的な治療管理を開始した場合、当該治療管理中に行つた腫瘍マーカーの検査の費用は区分「B 0 0 1」特定疾患治療管理料の「3」悪性腫瘍特異物質治療管理料に含まれ、腫瘍マーカーは、原則として、区分「B 0 0 1」特定疾患治療管理料の「3」悪性腫瘍特異物質治療管理料と同一月に併せて算定できない。ただし、悪性腫瘍の診断が確定した場合であっても、次に掲げる場合においては、区分「B 0 0 1」特定疾患治療管理料の「3」悪性腫瘍特異物質治療管理料とは別に腫瘍マーカーの検査料を算定できる。
- ア 急性及び慢性肺炎の診断及び経過観察のために「6」のエラスター $\gamma$ 1精密測定を行つた場合  
イ 肝硬変、HBs抗原陽性の慢性肝炎又はHCV抗体陽性の慢性肝炎の患者について、「1」の $\alpha$ -フェトプロテイン（AFP）、「4」の $\alpha$ -フェトプロテイン（AFP）精密測定又は「7」のPIVKAⅡ精密測定を行つた場合（月1回に限る。）  
ウ 子宮内膜症の診断又は治療効果判定を目的として「8」のCA125精密測定、「13」のCA130精密測定又は「11」のCA602精密測定を行つた場合（診断又は治療前及び治療後の各1回に限る。）  
エ 家族性大腸腺腫症の患者に対して「4」の癌胎児性抗原（CEA）精密測定を行つた場合  
(2) 「3」の尿中BTAは、膀胱癌であると既に確定診断がされた患者に対して、膀胱癌再発の診断のために行い、当該検査の結果に基づいて計画的な治療管理を行つた場合に限り、区分「B 0 0 1」特定疾患治療管理料の「3」悪性腫瘍特異物質治療管理料の「イ」を算定する。  
(3) 同一月内に「4」の $\alpha$ -フェトプロテイン（AFP）精密測定と「7」のPIVKAⅡ精密測定を併せて行つた場合は、主たるもののみ算定する。  
(4) 「6」のPSA精密測定は、診察、腫瘍マーカー以外の検査、画像診断等の結果から、前立腺癌の患者であることを強く疑われる者に対して検査を行つた場合に、前立腺癌の診断の確定又は転帰の決定までの間に原則として、1回を限度として算定する。ただし、PSA精

密検査の検査結果が4.0ng/ml以上であって前立腺癌の確定診断がつかない場合においては、3月に1回に限り、3回を上限として算定できる。

なお、当該検査を2回以上算定するにあたっては、検査値を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

(5) 尿中NMP22精密測定

ア 「8」の尿中NMP22精密測定は、区分「D002」尿沈渣顕微鏡検査により赤血球が認められ、尿路上皮癌の患者であることが強く疑われる者に対して行った場合に限り算定する。

イ 尿中NMP22精密測定については、尿路上皮癌の診断が確定した後に行った場合であっても、区分「B001」特定疾患治療管理料の「3」悪性腫瘍特異物質治療管理料は算定できない。

(6) 「8」のCA125精密測定、「13」のCA130精密測定、「11」のCA602精密測定のうち2項目又は3項目を併せて測定した場合は、主たるもの1つに限り算定する。

(7) 上記(1)にかかわらず、上記(3)又は(6)に掲げる項目について、1つを区分「B001」特定疾患治療管理料の「3」悪性腫瘍特異物質治療管理料の項目とし、他の1又は2つの検査を腫瘍マーカーの項目として算定することはできず、いずれか一方のみ算定する。

(8) 「9」のI型コラーゲンCテロペプチド精密測定、区分「D008」内分泌学的検査の「15」のI型コラーゲン架橋N-テロペプチド(NTx)精密測定又は「18」の尿中デオキシピリジノリン精密測定は、乳癌、肺癌又は前立腺癌であると既に確定診断された患者について骨転移の診断のために当該検査を行い、当該検査の結果に基づいて計画的な治療管理を行った場合に限り、区分「B001」特定疾患治療管理料の「3」悪性腫瘍特異物質治療管理料の「ロ」を算定する。

(9) 「9」のI型プロコラーゲン-C-プロペプチド精密測定は、前立腺癌であると既に確定診断された患者に対して、骨転移の診断のために当該検査を行い、当該検査の結果に基づいて計画的な治療管理を行った場合に限り、区分「B001」特定疾患治療管理料の「3」悪性腫瘍特異物質治療管理料の「ロ」を算定する。

(10) シアリルLe<sup>x</sup>(CSLEX)抗原精密測定

ア 「9」のシアリルLe<sup>x</sup>(CSLEX)抗原精密測定は、診療及び他の検査の結果から乳癌の患者であることが強く疑われる者に対して検査を行った場合に算定する。

イ シアリルLe<sup>x</sup>(CSLEX)抗原精密測定と「5」のCA15-3精密測定を併せて測定した場合は、主たるもののみ算定する。

(11) 「9」のフリーPSA/トータルPSA比精密測定は、診療及び他の検査(PSA精密測定等)の結果から前立腺癌の患者であることが強く疑われる者に対して行った場合に限り算定する。

(12) 「10」のサイトケラチン19フラグメント精密測定は、悪性腫瘍の診断の確定又は転帰までの間に1回に限り算定する。

また、悪性腫瘍であることが既に確定診断された患者については、小細胞癌を除く肺癌の場合に限り、区分「B001」特定疾患治療管理料の「3」悪性腫瘍特異物質治療管理料を算定できる。

(13) 「10」のガストリニン放出ペプチド前駆体(ProGRP)精密測定を同区分の「7」に掲げる神経特異エノラーゼ(NSE)精密測定と併せて実施した場合には、主たるもののみ算定する。

(14) 尿中遊離型フコース

ア 「11」の尿中遊離型フコースは酵素化学的測定法により、悪性腫瘍の診断の確定又は転帰の決定までの間に1回に限り算定する。

イ 尿中遊離型フコース、「4」の癌胎児性抗原(CEA)精密測定、「5」のDUPAN

－2精密測定のうち2項目又は3項目を併せて測定した場合は、主たるもの1つに限り算定する。

- (15) 同一月内に「11」のA F Pのレクチン反応性による分画比(A F P-L<sub>3</sub>%)を「4」に掲げるα-フェトプロテイン(A F P)精密測定又は「7」に掲げるP I V K A II精密測定と併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。A F P-L<sub>3</sub>%は、電気泳動法及び抗体親和性転写法又はL B A法による。
- (16) 「11」の癌関連ガラクトース転移酵素(G A T)精密測定は、内膜症性囊胞を有する患者又は内膜症性囊胞が疑われる患者について、卵巣癌が疑われる場合のみ算定できる。
- (17) 「13」の尿中ヒト絨毛性ゴナドトロピンβ分画コア定量(H C G βコア定量)精密測定は、診療及び他の検査の結果から、子宮頸癌、子宮体癌又は卵巣癌の患者であることが強く疑われる者に対して行った場合に算定する。
- (18) 「15」の乳頭分泌液中C E A精密測定は、乳頭異常分泌患者に対して非腫瘍性乳癌を強く疑って、乳頭分泌液中のC E Aを測定した場合に算定する。
- (19) 乳頭分泌液中H E R 2タンパク測定  
ア 「15」の乳頭分泌液中H E R 2タンパク測定は、乳頭異常分泌患者に対して非腫瘍性乳癌を強く疑って、E I A法により、乳頭分泌液中のH E R 2タンパクを測定した場合に限り算定する。  
イ 乳頭分泌液中H E R 2タンパク測定及び「15」の乳頭分泌液中C E A精密測定を併せて測定した場合は、主たるもののみ算定する。
- (20) 「15」の血清中H E R 2タンパク測定は、乳癌であると既に確定診断され、かつH E R 2タンパク過剰発現が認められている患者又は他の測定法により、H E R 2タンパク過剰発現の有無が確認されていない再発乳癌患者に対して、E I A法により行い、当該検査の結果に基づいて計画的な治療管理を行った場合に限り、区分「B 0 0 1」特定疾患治療管理料の「3」悪性腫瘍特異物質治療管理料の「ロ」を算定する。
- (21) 「16」のインターロイキン2受容体(I L-2 R)精密測定は、非ホジキンリンパ腫、A T Lの診断の目的で測定した場合のみ算定できる。
- (22) 「注3」に係る規定は、「4」から「14」までに掲げる検査と「11」中の尿中遊離型フコース、「13」の尿中ヒト絨毛性ゴナドトロピンβ分画コア定量(H C G βコア定量)精密測定、「15」中の乳頭分泌液中C E A精密測定又は「15」中の乳頭分泌液中H E R 2タンパク測定を同一日に行った場合にも、適用する。

#### D 0 1 0 特殊分析

- (1) フェニール・アラニン又はヒスチジンを服用させ血清又は尿中のフェニール・アラニン又はヒスチジンの定量検査を行った場合は、それぞれ1回の測定につき「5」により算定し、使用した薬剤は、区分「D 5 0 0」薬剤により算定する。
- (2) 「3」のチロシン測定は、酵素法による。
- (3) 「4」の総分岐鎖アミノ酸/チロシンモル比は、酵素法による。
- (4) 「8」の先天性代謝異常症検査は、臨床症状・検査所見・家族歴等から先天性有機酸代謝異常症等が強く疑われた患者に対し、ガスクロマトグラフィー・マススペクトロメトリーを用いて診断を行った場合に算定する。

#### D 0 1 1 免疫血液学的検査

- (1) 「3」のR h(その他の因子)血液型については、同一検体による検査の場合は因子の種類及び数にかかわらず、所定点数を算定する。
- (2) 「4」の赤血球不規則抗体検査は、輸血歴又は妊娠歴のある患者に対し、第2章第10部手術第7款の各区分に掲げる胸部手術、同部第8款の各区分に掲げる心・脈管手術、同部第9款の各区分に掲げる腹部手術又は区分「K 8 7 7」子宮全摘術、「K 8 7 9」子宮悪性腫瘍

手術、「K889」子宮附属器悪性腫瘍手術（両側）、「K898」帝王切開術又は「K912」子宮外妊娠手術が行われた場合に、手術の当日に算定する。

また、手術に際して輸血が行われた場合は、本検査又は区分「K920」輸血の「注6」に定める不規則抗体検査加算のいずれかを算定する。

この場合、診療報酬明細書の摘要欄に輸血歴又は妊娠歴がある旨を記載する。

- (3) 「5」のP A I g G（血小板関連IgG）は、特発性血小板減少性紫斑病の診断又は経過判定の目的で行った場合に算定する。

#### D012 感染症免疫学的検査

- (1) 「1」及び「5」における梅毒脂質抗原使用検査は、従来の梅毒沈降反応（ガラス板法、V D R L法、R P R法、凝集法等）をいい、梅毒脂質抗原使用検査（定性）又は梅毒脂質抗原使用検査（定量）ごとに梅毒沈降反応を併せて2種類以上ずつ行った場合でも、それぞれ主たるもののみ算定する。
- (2) 「6」のツツガムシ抗体価及び「24」のツツガムシ抗体価精密測定はそれぞれ各株ごとに算定する。
- (3) 「8」の迅速ウレアーゼ試験を含むヘリコバクター・ピロリ感染診断の保険診療上の取扱いについては「ヘリコバクター・ピロリ感染の診断及び治療に関する取扱いについて」（平成12年10月31日保険発第180号）に即して行うこと。
- (4) 「8」のアデノウイルス抗原と「9」のロタウイルス抗原を同時に測定した場合にあっては、主たる検査の所定点数のみ算定する。
- (5) ヘリコバクター・ピロリ抗体
- ア 「8」のヘリコバクター・ピロリ抗体は、L A法、免疫クロマト法、金コロイド免疫測定法又はE I A法（簡易法）により実施した場合に算定する。
- イ 当該検査を含むヘリコバクター・ピロリ感染診断の保険診療上の取扱いについては「ヘリコバクター・ピロリ感染の診断及び治療に関する取扱いについて」（平成12年10月31日保険発第180号）に即して行うこと。
- (6) ウィルス抗体価
- ア 「11」のウィルス抗体価は、治療上必要な場合に行うものとし、次に掲げるものを当該検査の対象とする。
- (イ) アデノウイルス  
(ロ) コクサッキーウィルス  
(ハ) サイトメガロウイルス  
(ニ) E B ウィルス  
(ホ) エコーウィルス  
(ヘ) ヘルペスウイルス  
(ト) インフルエンザウイルスA型  
(チ) インフルエンザウイルスB型  
(リ) ムンプスウイルス  
(ヌ) パラインフルエンザウイルスI型  
(ル) パラインフルエンザウイルスII型  
(ヲ) パラインフルエンザウイルスIII型  
(ワ) ポリオウイルスI型  
(カ) ポリオウイルスII型  
(ヨ) ポリオウイルスIII型  
(タ) R S ウィルス  
(ヴ) 風疹ウイルス

- (リ) 麻疹ウイルス
- (リ) 日本脳炎ウイルス
- (ネ) オーム病クラミジア

イ ウィルス抗体価に当たって、同一検体について同一ウィルスに対する複数の測定方法を行った場合であっても、所定点数のみを算定する。

ウ 単純ヘルペスウイルス及び水痘・帯状疱疹ウイルス抗体価を測定した場合はそれぞれ算定できる。

(7) 「12」のヘリコバクター・ピロリ抗体精密測定を含むヘリコバクター・ピロリ感染診断の保険診療上の取扱いについては「ヘリコバクター・ピロリ感染の診断及び治療に関する取扱いについて」（平成12年10月31日保険発第180号）に即して行うこと。

(8) 「15」の抗抗酸菌抗体価精密測定は、金コロイド免疫測定法又はEIA法により実施した場合に算定する。

(9) 診療録等から非加熱血液凝固因子製剤の投与歴が明らかな者及び診療録等が確認できないため血液凝固因子製剤の投与歴は不明であるが、昭和53年から昭和63年の間に入院し、かつ次のいずれかに該当する者に対して、「16」のHIV-1抗体価又は「16」のHIV-1, 2抗体価を実施した場合は、HIV感染症を疑わせる自他覚症状の有無に関わらず所定点数を算定する。

ただし、保険医療機関において採血した検体の検査を保健所に委託した場合は、算定しない。

ア 新生児出血症（新生児メレナ、ビタミンK欠乏症等）等の病気で「血が止まりにくい」との指摘を受けた者

イ 肝硬変や劇症肝炎で入院し、出血の著しかった者

ウ 食道静脈瘤の破裂、消化器系疾患により大量の吐下血があった者

エ 大量に出血するような手術を受けた者（出産時の大量出血も含む。）

なお、間質性肺炎等後天性免疫不全症候群の疾病と鑑別が難しい疾病が認められる場合やHIVの感染に関連しやすい性感染症が認められる場合でHIV感染症を疑わせる自他覚症状がある場合は、本検査を算定できる。

(10) HIV-1抗体価及びHIV-1, 2抗体価

ア 区分「K920」輸血料（「4」の自己血輸血を除く。以下この項において同じ。）を算定した患者又は血漿成分製剤（新鮮液状血漿、新鮮凍結人血漿等）の輸注を行った患者に対して、一連として行われた当該輸血又は輸注の最終日から起算して、概ね2か月後に「16」のHIV-1抗体価又は「16」のHIV-1, 2抗体価の測定が行われた場合は、HIV感染症を疑わせる自他覚症状の有無に関わらず、当該輸血又は輸注につき1回に限り、所定点数を算定できる。

イ 他の保険医療機関において輸血料の算定又は血漿成分製剤の輸注を行った場合であってもアと同様とする。

ウ ア又はイの場合においては、診療報酬明細書の摘要欄に当該輸血又は輸注が行われた最終日を記載する。

(11) 「16」のHIV-1, 2抗体価は、EIA法、PA法又は免疫クロマト法による。

(12) 「17」のA群β溶連菌迅速試験と区分「D018」細菌培養同定検査を同時に実施した場合は、A群β溶連菌迅速試験の所定点数のみを算定する。この場合において、A群β溶連菌迅速試験の結果が陰性のため、引き続いて細菌培養同定検査を実施した場合であっても、A群β溶連菌迅速試験の所定点数のみ算定する。

(13) インフルエンザウイルス抗原精密測定

ア 「18」のインフルエンザウイルス抗原精密測定は、発症後48時間以内に実施した場合

に限り算定することができる。

イ 本検査と本区分「11」のウイルス抗体価のインフルエンザウイルスA型若しくはインフルエンザウイルスB型又は「20」のノイラミニダーゼを併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。

ウ 本検査は光学的抗原抗体反応（O I A法）により実施した場合にも算定できる。

(14) 「18」のカンジダ抗原は、カンジダ血症又はカンジダ肺炎の診断の目的で行った場合に算定する。

(15) 粪便中ヘリコバクター・ピロリ抗原

ア 「18」の糞便中ヘリコバクター・ピロリ抗原は、E I A法又は免疫クロマト法により測定した場合に限り算定できる。

イ 当該検査を含むヘリコバクター・ピロリ感染診断の保険診療上の取扱いについては「ヘリコバクター・ピロリ感染の診断及び治療に関する取扱いについて」（平成12年10月31日保険発第180号）に即して行うこと。

(16) 「19」のR Sウイルス抗原精密測定は、入院中の患者において当該ウイルス感染症が疑われる場合に適用する。

(17) 「20」の大腸菌O 1 5 7 L P S抗原精密測定、「21」の大腸菌O 1 5 7 L P S抗体及び区分「D 0 1 8」細菌培養同定検査の「2」の消化管からの検体によるもののうちいずれかを複数測定した場合は、主たるもののみ算定する。大腸菌O 1 5 7 L P S抗体はL A法による。

(18) ノイラミニダーゼ

ア 「20」のノイラミニダーゼは酵素反応法により、インフルエンザウイルス感染の診断を目的として発症後48時間以内に実施した場合に限り算定する。

イ ノイラミニダーゼと本区分「11」のウイルス抗体価のインフルエンザウイルスA型若しくはインフルエンザウイルスB型又は「18」のインフルエンザウイルス抗原精密測定を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。

(19) 「21」の淋菌同定精密検査は、区分「D 0 1 8」細菌培養同定検査を同時に実施した場合は、別に算定できない。

(20) 「20」のD-アラビニトールは、カンジダ血症又はカンジダ肺炎の診断の目的で行った場合に算定する。

(21) 「20」の抗クラミジア・ニューモニエI g M抗体価精密測定を、「10」のクラミジア・ニューモニエI g G抗体価精密測定又は「11」のクラミジア・ニューモニエI g A抗体価精密測定と併せて実施した場合は、主たるもの1つに限り算定する。

(22) 「21」のクラミジアトラコマチス抗原精密測定は、泌尿器、生殖器、結膜又は鼻咽腔内からの検体によるものであり、当該検査に係る検体採取料は所定点数に含まれる。

(23) 「21」のクラミジアトラコマチス抗原精密測定（結膜又は鼻咽腔内からの検体によるもの）は、封入体結膜炎若しくはトラコーマ又は乳児クラミジアトラコマチス肺炎の診断のために実施した場合に算定できる。

(24) 「21」の単純ヘルペスウイルス特異抗原は、ヘルペスウイルスの型別確認を行った場合に算定できる。

(25) 「21」のアスペルギルス抗原はL A法又はE L I S A法により、侵襲性肺アスペルギルス症の診断のために実施した場合にのみ算定できる。

(26) 「22」の大腸菌抗原同定検査は、区分「D 0 1 8」細菌培養同定検査により大腸菌が確認された後、血清抗体法により大腸菌のO抗原又はH抗原の同定を行った場合に、使用した血清の数、菌種等に関わらず算定する。この場合において区分「D 0 1 8」細菌培養同定検査の費用は別に算定できない。

(27) 「23」の尿中肺炎球菌莢膜抗原は、免疫クロマト法により実施した場合に限り算定できる。

- (28) 「26」の尿中レジオネラ抗原は、症状や所見からレジオネラ症が疑われる患者に対して、ELISA法又は免疫クロマト法により実施した場合に限り1回を限度として算定する。
- (29) 「25」の抗アニサキスIgG・A抗体価精密測定は、腸アニサキス症、肉芽腫を伴う慢性胃アニサキス症又はアニサキス異所迷入例（肺アニサキス症等）における診断のために実施した場合のみ算定できる。
- (30) 「25」のレプトスピラ抗体価は、秋疫A、秋疫B、秋疫C、ワイル病、カニコーラのそれぞれについて算定する。
- (31) グロブリンクラス別クラミジアトラコマチス抗体価精密測定
- ア 「25」のグロブリンクラス別クラミジアトラコマチス抗体価精密測定は、クラミジアトラコマチス抗原検出不能又は検体採取の困難な疾患（骨盤内感染症、卵管炎、副睾丸炎、新生児・乳児肺炎等）の診断に際し、IgG抗体価又はIgA抗体価を測定した場合又は新生児・乳幼児肺炎の診断に際し、IgM抗体価を測定した場合に算定する。
- イ IgG抗体価、IgA抗体価及びIgM抗体価のうち2項目以上を同時に測定した場合は、主たるもののみ算定する。
- (32) 「25」の(1→3)- $\beta$ -D-グルカンは、発色合成基質法又は比濁時間分析法により、深在性真菌感染症が疑われる患者に対する治療法の選択又は深在性真菌感染症に対する治療効果の判定に使用した場合に算定する。
- なお、本検査を「18」のカンジダ抗原、「20」のD-アラビニトール、「21」のアスペルギルス抗原又は「22」のクリプトコックス・ネオフォルマンス抗原と併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。
- (33) 「26」のサイトメガロウイルス抗体価精密測定を「26」のグロブリンクラス別ウイルス抗体価精密測定と併せて行った場合は、主たるもののみを算定する。
- (34) グロブリンクラス別ウイルス抗体価精密測定
- ア 「26」のグロブリンクラス別ウイルス抗体価精密測定は、下記の項目のウイルスのIgG型ウイルス抗体価又はIgM型ウイルス抗体価を測定した場合に算定する。ただし、「(ト)」のヒトパルボウイルスB19は、紅斑が出現している妊婦について、このウイルスによる感染症が強く疑われ、IgM型ウイルス抗体価を測定した場合に算定する。
- (イ) 水痘ウイルス  
(ロ) 風疹ウイルス  
(ハ) サイトメガロウイルス  
(ニ) EBウイルス  
(ホ) 麻疹ウイルス  
(ヘ) ムンプスウイルス  
(ト) ヒトパルボウイルスB19
- イ 同一ウイルスについてIgG型ウイルス抗体価及びIgM型ウイルス抗体価を測定した場合にあっては、いずれか一方の点数を算定する。
- ウ 「11」のウイルス抗体価と併せて測定した場合にあっては、いずれか一方の点数を算定する。
- (35) 「28」のHIV-1抗体価精密測定又は「33」のHIV-2抗体価精密測定は、スクリーニング検査としての「16」のHIV-1抗体価又は「16」のHIV-1, 2抗体価が陽性の場合の確認診断用の検査である。
- (36) 「30」のダニ特異IgG抗体価は、減感作療法実施中の患者の場合に、必要な限度において算定できる。
- (37) 「31」のワイルフェリックス反応及び「32」のヴィダール反応は、菌株ごとにそれぞれ所定点数を算定する。

- (38) 「34」の白血球中サイトメガロウイルス pp65抗原は免疫染色法により、骨髓移植後、臓器移植後、臍帯血移植後若しくは同種末梢血幹細胞移植後の患者又はHIV感染者に対して行った場合のみ算定できる。
- (39) 「35」のHTLV-I抗体価精密測定（ウェスタンプロット法）は、「13」のHTLV-I抗体価又は「22」のHTLV-I抗体価精密測定によって陽性が確認された症例について、確定診断の目的で行われた場合にのみ算定する。
- (40) 「36」のHIV抗原精密測定は、HIV感染者の経過観察又はHIV感染ハイリスク群が急性感染症状を呈した場合の確定診断に際して測定した場合に算定する。

#### D013 肝炎ウイルス関連検査

- (1) 「5」のHCVコア蛋白質測定は、EIA法又はIRMA法による。
- (2) 「6」のHCV構造蛋白及び非構造蛋白抗体価は、PHA法による定性法又は粒子凝集法による。
- (3) 「7」のHBc抗体価精密測定とIgM-HBc抗体価精密測定を同時に測定した場合は、一方の所定点数を算定する。
- (4) 「7」のHA抗体価精密測定とIgM-HA抗体価精密測定を同時に測定した場合は、一方の所定点数のみを算定する。
- (5) 「8」のHCV構造蛋白及び非構造蛋白抗体価精密測定は、PHA法による定量測定を行った場合に算定する。
- (6) 「9」のHCV特異抗体価測定による群別判定は、EIA法により、C型肝炎の診断が確定した患者に対して、C型肝炎の治療法の選択の目的で実施した場合に、患者1人につき1回に限り算定できる。
- (7) HBs抗原検査を免疫クロマト法にて行った場合は、「1」のHBs抗原により算定する。

#### D014 自己抗体検査

- (1) リウマチ因子スクリーニング
  - ア 「2」のリウマチ因子スクリーニングとは、ラテックス凝集反応を利用したリウマチ因子検出検査（RAテスト）及びベントナイト凝集反応をいう。
  - イ リウマチ因子スクリーニングをLA（測定機器を用いるもの）で行った場合は、「3」のリウマチ因子測定により算定する。
- (2) 「4」の甲状腺自己抗体検査は、サイログロブリン抗体の検出及びマイクロゾーム抗体の検出を含む。
- (3) 「5」の抗ガラクトース欠損 IgG抗体又は「9」の抗ガラクトース欠損 IgG抗体精密測定と、同区分「3」のリウマチ因子測定を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。
- (4) 「7」の抗DNA抗体は、抗ssDNA抗体—IgG検査及び抗dsDNA抗体—IgG検査を含み、同区分「12」の抗DNA抗体精密測定を併せて実施した場合は、主たるもののみの算定とする。
- (5) 本区分中抗SS-A/Ro抗体、抗SS-B/La抗体、抗Scl-70抗体、抗SS-A/Ro抗体精密測定、抗SS-B/La抗体精密測定及び抗Scl-70抗体精密測定の検査について同一項目の一般検査と精密検査を併せて行った場合は、いずれか一方のみ算定し、包括の規定に係る項目数は1つとする。
- (6) 「10」の抗甲状腺ペルオキシダーゼ抗体を、同区分「4」の甲状腺自己抗体検査（マイクロゾーム抗体の場合に限る。）又は同区分「10」の甲状腺自己抗体精密測定（マイクロゾーム抗体の場合に限る。）と併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。
- (7) 「13」の抗セントロメア抗体精密測定は、原発性胆汁性肝硬変又は強皮症の診断又は治療方針の決定を目的に用いた場合のみ算定できる。
- (8) 「3」のリウマチ因子測定、「15」のIgG型リウマチ因子精密測定、「11」のC1q結合

免疫複合体精密測定、「15」のC3d結合免疫複合体精密測定及び「14」のモノクローナルR F結合免疫複合体精密測定並びに「9」の抗ガラクトース欠損IgG抗体精密測定及び「9」のマトリックスメタロプロテイナーゼ-3(MMP-3)精密測定のうち2項目以上を併せて実施した場合には、主たるもの1つに限り算定する。

(9) 血清中抗デスマグレイン1抗体

ア 「20」の血清中抗デスマグレイン1抗体は、ELISA法により、天疱瘡の鑑別診断又は経過観察中の治療効果判定を目的として測定した場合に算定できる。なお、鑑別診断目的の対象患者は、厚生省特定疾患調査研究事業稀少難治性疾患に関する調査研究班による「天疱瘡診断基準」により、天疱瘡が強く疑われる患者とする。

イ 落葉状天疱瘡の患者に対し、経過観察中の治療効果判定の目的で、本検査と「18」の血清中抗デスマグレイン3抗体を併せて測定した場合は、主たるもののみ算定する。

(10) 抗LKM-1抗体精密測定

ア 「16」の抗LKM-1抗体精密測定は、ウイルス肝炎、アルコール性肝障害及び薬剤性肝障害のいずれでもないことが確認され、かつ、抗核抗体陰性の自己免疫性肝炎が強く疑われる患者を対象として測定した場合のみ算定できる。

イ 本検査を実施した場合は、診療報酬明細書の摘要欄に抗核抗体陰性である旨を記載すること。

(11) 「17」の抗カルジオリピン抗体精密測定と「16」の抗カルジオリピン $\beta_2$ グリコプロテインI(抗CL $\beta_2$ GPI)複合体抗体を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。

(12) 「17」のTSHレセプター抗体精密測定と「21」のTSH刺激性レセプター抗体(TSA b)精密測定を同時に行った場合は、いずれか一方のみ算定する。

(13) 血清中抗デスマグレイン3抗体

ア 「18」の血清中抗デスマグレイン3抗体は、ELISA法により、天疱瘡の鑑別診断又は経過観察中の治療効果判定を目的として測定した場合に算定できる。なお、鑑別診断目的の対象患者は、厚生省特定疾患調査研究事業稀少難治性疾患に関する調査研究班による「天疱瘡診断基準」により、天疱瘡が強く疑われる患者とする。

イ 尋常性天疱瘡の患者に対し、経過観察中の治療効果判定の目的で、本検査と「20」の血清中抗デスマグレイン1抗体を併せて測定した場合は、主たるもののみ算定する。

(14) 「19」のループスアンチコアグリントは希釈ラッセル蛇毒試験法又はリン脂質中和法により、抗リン脂質抗体症候群の診断を目的として行った場合に限り算定する。

(15) 「19」の抗好中球細胞質ミエロペルオキシダーゼ抗体(MPO-ANCA)はELISA法により、急速進行性糸球体腎炎の診断又は経過観察のために測定した場合に算定する。

(16) 「19」の抗糸球体基底膜抗体精密測定は、抗糸球体基底膜抗体腎炎及びグッドパスチャー症候群の診断又は治療方針の決定を目的として行った場合に限り算定する。

(17) 「22」の抗アセチルコリンレセプター抗体価は、重症筋無力症の診断の目的で行った場合のみ算定できる。

D 0 1 5 血漿蛋白免疫学的検査

(1) 「4」の免疫グロブリンは、IgG、IgA、IgM及びIgDを測定した場合に、それぞれ所定点数を算定する。

(2) 「6」の血清アミロイドA(SAA)蛋白精密測定を「1」のC反応性蛋白(CRP)定量又は「1」のC反応性蛋白(CRP)定量と併せて測定した場合は、主たるもののみ算定する。

(3) 「8」の補体蛋白(C3)測定、「8」の補体蛋白(C4)測定及び「7」のトランスフェリンは、SRID法による。

(4) 「11」のプレアルブミンは、手術前後の中心静脈注射の適用の検査又は効能判定の検討に

際して実施した場合のみ算定できる。

- (5) 「16」のアレルゲン刺激性遊離ヒスタミン（H R T）測定は細胞反応測定法により実施され、「10」の特異的 Ig Eと同時に行った場合であっても、特異抗原の種類ごとに所定点数を算定し、特異的 Ig Eと併せて1,430点を限度として算定する。
- (6) 「17」の血中A P Rスコアは、 $\alpha$ -酸性糖蛋白、ハプトグロビン及びC R Pの3つを測定した場合に算定する。
- (7) 「17」のアトピー鑑別試験は、12種類の吸入性アレルゲン（ヤケヒヨウヒダニ、コナヒヨウヒダニ、ネコ皮屑、イヌ皮屑、ギョウギシバ、カモガヤ、ブタクサ、ヨモギ、シラカンバ（属）、スギ、カンジダ、アルテルナリア）に対する特異的 Ig Eを測定した場合に算定する。
- (8) 「18」の頸管腫分泌液中癌胎児性フィプロネクチンは、破水の診断のために妊娠満22週以上満37週未満の者を対象として測定した場合又は切迫早産の診断のために妊娠満22週以上満33週未満の者を対象として測定した場合のみ算定する。
- (9) 免疫電気泳動法によって Ig A、Ig M及びIg Gを同時に測定した場合は、1回の検査として「20」の免疫電気泳動法により算定する。
- (10) 免疫グロブリンL鎖 $\kappa/\lambda$ 比
  - ア 「22」の免疫グロブリンL鎖 $\kappa/\lambda$ 比はネフェロメトリー法により、高免疫グロブリン血症の鑑別のため測定した場合に算定できる。
  - イ 免疫グロブリンL鎖 $\kappa/\lambda$ 比と「20」の免疫電気泳動法を同時に実施した場合は、主たるもののみ算定する。
- (11) 「23」の結核菌特異蛋白刺激性遊離インターフェロン- $\gamma$ 測定は、診察又は画像診断等により結核感染が強く疑われる患者を対象として測定した場合のみ算定できる。ただし、区分「D 0 2 3」微生物核酸同定・定量検査の「9」の結核菌群核酸増幅同定検査を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。

#### D 0 1 6 細胞機能検査

- (1) 「5」の顆粒球スクリーニング検査は、白血球墨粒貪食試験、N B T還元能検査を、「2」の顆粒球機能検査は、化学遊走物質、細菌、光化学反応を用いた検査を、「4」のモノクローナル抗体法によるT細胞サブセット検査は、免疫不全の診断目的に行う検査をいい、いずれも検査方法にかかわらず、一連として算定する。
- (2) 「6」のフローサイトメトリーのTwo-color分析法による赤血球検査は、発作性夜間血色素尿症（PHN）の鑑別診断のため、2種類のモノクローナル抗体を用いた場合に算定できる。
- (3) 「6」のリンパ球幼若化検査（一連につき）は、Con-A又はPHAによるものである。

#### D 0 1 7 排泄物、滲出物又は分泌物の細菌顕微鏡検査

- (1) 排泄物、滲出物又は分泌物の細菌顕微鏡検査は、尿、糞便、喀痰、穿刺液、胃液、十二指腸液、胆汁、膿、眼分泌液、鼻腔液、咽喉液、口腔液、その他の滲出物等について細菌、原虫等の検査を行った場合に該当する。
- (2) 染色の有無及び方法の如何にかかわらず、また、これら各種の方法を2以上用いた場合であっても、1回として算定する。

#### D 0 1 8 細菌培養同定検査

- (1) 細菌培養同定検査
  - ア 細菌培養同定検査は、抗酸菌を除く一般細菌、真菌、原虫等を対象として培養を行い、同定検査を行うことを原則とする。
  - イ 同定検査を予定して培養したものであれば、菌が陰性の場合であっても「1」から「4」までの項により算定するが、あらかじめ培養により菌の有無のみを検索する場合は、検体の種類にかかわらず、「5」の簡易培養検査により算定する。
  - ウ 細菌培養同定検査は、検体ごとに「1」から「4」までの所定点数を算定できるが、同

一検体を用いて簡易培養検査を併せて行った場合は、「5」の簡易培養検査は算定できない。

エ 症状等から同一起因菌によると判断される場合であって、当該起因菌を検索する目的で異なる部位から、又は同一部位の数か所から検体を採取した場合は、主たる部位又は1部位のみの所定点数を算定する。

オ 各検体別の所定点数には、定量培養を行った場合を含む。

(2) 「2」における穿刺液とは、胸水、腹水、髄液及び関節液をいい、「4」の「その他の部位からの検体」とは、「1」から「3」までに掲げる部位に含まれないすべての部位からの検体をいい、例えば、皮下からの検体をいう。

(3) 簡易培養検査

ア 「5」の簡易培養検査は、Dip-Slide法、簡易培地等を用いて簡単な培養を行うものである。

イ ウロトレース、ウリグロックスペーパー等の尿中細菌検査用試験紙による検査は、区分「D 0 0 0」尿中一般物質定性半定量検査に含まれるものであり、別に算定できない。

(4) 嫌気性培養のみを行った場合は、「1」から「5」の所定点数のみ算定し、「注」の加算は算定できない。

D 0 1 9 細菌薬剤感受性検査

細菌薬剤感受性検査は、結果として菌が検出できず実施できなかった場合においては算定しない。

D 0 1 9-2 酵母様真菌薬剤感受性検査

酵母様真菌薬剤感受性検査は、深在性真菌症（カンジダ、クリプトコックスに限る。）であり、原因菌が分離できた患者に対して行った場合に限り算定する。

D 0 2 0 抗酸菌分離培養検査

(1) 抗酸菌分離培養検査は、検体の採取部位が異なる場合であっても、同時に又は一連として検体を採取した場合は、1回のみ所定点数を算定する。

(2) 「1」の抗酸菌分離培養検査1は、液体培地を用いて培養を行い、酸素感受性蛍光センサー、二酸化炭素センサー又は酸化還元呈色色素を用いて検出を行った場合に算定する。

(3) 「2」の抗酸菌分離培養検査2は、(2)に掲げるもの以外について算定する。

D 0 2 1 抗酸菌同定検査

「2」のその他の同定検査については、検査方法、培地数にかかわらず、1回のみ所定点数を算定する。

D 0 2 2 抗酸菌薬剤感受性検査

(1) 抗酸菌薬剤感受性検査は、直接法、間接法等の方法及び培地数にかかわらず、感受性検査を行った薬剤の種類により算定する。

(2) 混合薬剤耐性検査においても、使われた薬剤の種類により算定する。

D 0 2 3 微生物核酸同定・定量検査

(1) 微生物核酸同定・定量検査における精密検査は、核酸ハイブリダイゼーション法によるものであり、「8」の抗酸菌群核酸同定精密検査においては、マイクロプレート・ハイブリダイゼーション法によるものをいう。

(2) 泌尿器、生殖器又は咽頭からの検体による「2」の淋菌核酸同定精密検査は、区分「D 0 1 2」の「21」の淋菌同定精密検査又は区分「D 0 1 8」細菌培養同定検査を併用した場合は、主なもののみ算定する。

(3) 「2」のクラミジアトラコマチス核酸同定精密検査は、泌尿器、生殖器又は咽頭からの検体によるものである。

なお、本検査と区分「D 0 1 2」の「21」のクラミジアトラコマチス抗原精密測定を併用

した場合は、主なもののみ算定する。

(4) 淋菌核酸増幅同定精密検査

ア 「3」の淋菌核酸増幅同定精密検査と「2」の淋菌核酸同定精密検査、区分「D 0 1 2」の「21」の淋菌同定精密検査又は区分「D 0 1 8」細菌培養同定検査を併せて実施した場合は、主なもののみ算定する。

イ 淋菌核酸増幅同定精密検査は、LCR法による増幅とEIA法による検出、PCR法による増幅と核酸ハイブリダイゼーション法による検出を組み合わせた方法又はSDA法による。淋菌核酸増幅同定精密検査は、泌尿器又は生殖器からの検体によるものである。ただし、男子尿を含み、女子尿を含まない。

(5) 「3」のクラミジアトラコマチス核酸増幅同定検査と「2」のクラミジアトラコマチス核酸同定精密検査又は区分「D 0 1 2」感染症免疫学的検査の「21」のクラミジアトラコマチス抗原精密測定を併せて測定した場合は、主なもののみ算定する。

なお、クラミジアトラコマチス核酸増幅同定検査は、PCR法、LCR法又はSDA法による。

(6) 「4」のHBV核酸定量測定は、分岐DNAプローブ法による。

(7) 「4」のHBV核酸同定精密測定は、核酸ハイブリダイゼーション法によるものであり、「6」のDNAポリメラーゼ及び「12」のHBV核酸定量測定を同時に測定した場合は、主たるもののみ算定する。

(8) 淋菌及びクラミジアトラコマチス同時核酸増幅同定精密検査

ア 「5」の淋菌及びクラミジアトラコマチス同時核酸増幅同定精密検査は、クラミジア・トラコマチス感染症若しくは淋菌感染症が疑われる患者又はクラミジア・トラコマチスと淋菌による重複感染が疑われる患者であって、臨床所見、問診又はその他の検査によっては感染因子の鑑別が困難なものに対して治療法選択のために実施した場合及びクラミジア・トラコマチスと淋菌の重複感染者に対して治療効果判定に実施した場合に算定できる。

ただし、区分「D 0 1 2」感染症免疫学的検査の「21」の淋菌同定精密検査、同区分「21」のクラミジアトラコマチス抗原精密測定、本区分「2」の淋菌核酸同定精密検査、クラミジアトラコマチス核酸同定精密検査、「3」の淋菌核酸増幅同定精密検査又はクラミジアトラコマチス核酸増幅同定精密検査を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。

イ 淋菌及びクラミジアトラコマチス同時核酸増幅同定精密検査は、TMA法による同時増幅法とHPA法及びDKA法による同時検出法による。淋菌及びクラミジアトラコマチス同時核酸増幅同定精密検査は、泌尿器又は生殖器からの検体によるものである。ただし、男子尿は含み女子尿は含まない。

(9) HCV核酸同定検査

ア 「7」のHCV核酸同定検査はPCR法又はTMA法により、C型肝炎の治療方法の選択及び治療経過の観察に用いた場合にのみ算定できる。

イ 治療方法の選択の場合においては、抗体陽性であり、かつ、「12」のHCV核酸定量検査で検出限界を下回る者について実施した場合に算定できるものとし、治療経過の観察の場合においては、本検査と「12」のHCV核酸定量検査を併せて実施した場合には、いずれか一方に限り算定する。

(10) 「13」の血清中のHBVプレコア変異及びコアプロモーター変異遺伝子同定検査

ア 血清中のHBVプレコア変異及びコアプロモーター変異遺伝子同定検査は、下記「イ」又は「ウ」に掲げる患者に対し、PCR法により測定した場合に限り算定できる。

イ B型急性肝炎患者に対しては、劇症肝炎が疑われる場合に限り、患者1人につき1回算定できる。

ウ B型慢性肝炎患者に対しては、経過観察中にALT異常値などにより肝炎増悪が疑われ、

かつ、抗ウイルス薬等のB型肝炎治療薬の投与対象患者の選択のために行われた場合に限り算定できる。なお、本検査実施以降は、区分「D013」肝炎ウイルス関連検査のうちB型肝炎に関する検査（ただし抗ウイルス薬等のB型肝炎治療薬の治療効果判定に用いる検査を除く。）は、算定できない。

- (1) 「9」の結核菌群核酸増幅同定検査は、核酸増幅と液相ハイブリダイゼーション法による検出又はPCR法による核酸増幅とELISA法による検出を組み合わせた方法による。
- (2) マイコバクテリウムアビウム・イントラセルラー核酸同定精密検査  
ア 「10」のマイコバクテリウムアビウム・イントラセルラー核酸同定精密検査は、他の検査により結核菌が陰性であることが確認された場合のみに算定できる。  
イ 区分「D021」抗酸菌同定検査が併せて実施された場合にあっては、主なもののみ算定する。
- (3) HIV-1核酸同定検査  
ア 「11」のHIV-1核酸同定検査はPCR法により、区分「D012」感染症免疫学的検査の「16」のHIV-1抗体価若しくは同区分「16」のHIV-1、2抗体価が陽性の場合の確認診断又はHIV-1陽性者である母親からの新生児における診断に用いた場合にのみ算定できる。  
イ HIV-1核酸同定検査と区分「D012」感染症免疫学的検査「28」のHIV-1抗体価精密測定を併せて実施した場合には、いずれか一方に限り算定するものとする。
- (4) HCV核酸定量検査  
ア 「12」のHCV核酸定量検査は分岐DNAプローブ法又はPCR法により、C型肝炎の治療法の選択及び治療経過の観察に用いた場合にのみ算定できる。  
イ 治療経過の観察の場合において、HCV核酸定量検査と本区分の「7」のHCV核酸同定検査を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。
- (5) 「14」のブドウ球菌メチシリン耐性遺伝子同定検査は、ED-PCR法又はPCR法により、血液培養により黄色ブドウ球菌が検出された患者を対象として測定した場合又は免疫不全状態であって、MRSA感染症が強く疑われる患者を対象として測定した場合のみ算定できる。
- (6) SARSコロナウイルス核酸増幅検査  
ア 「15」のSARSコロナウイルス核酸増幅検査は、LAMP法により測定した場合に限り算定できる。  
イ SARSコロナウイルス核酸増幅検査は、糞便又は鼻腔咽頭拭い液からの検体により行うものである。  
ウ 本検査は、「感染症法に基づく医師から都道府県等への届出のための基準の改正について」（平成15年11月5日健感発第1105006号）による臨床的特徴、届出基準によりSARS感染症の患者であることが強く疑われる者に対して行った場合に、診断の確定までの間に1回を限度として算定する。ただし、発症後10日以内に他疾患であるとの診断がつかない場合は、さらに1回に限り算定できる。
- (7) HIV-1核酸増幅定量精密検査  
ア 「16」のHIV-1核酸増幅定量精密検査はPCR法と核酸ハイブリダイゼーション法を組み合わせた方法により、HIV感染者の経過観察に用いた場合又は区分「D012」感染症免疫学的検査の「16」のHIV-1抗体価又は「16」のHIV-1、2抗体価が陽性の場合の確認診断に用いた場合にのみ算定する。  
イ HIV-1核酸増幅定量精密検査と区分「D012」感染症免疫学的検査の「28」のHIV-1抗体価精密測定を併せて実施した場合は、それぞれを算定することができる。  
ウ HIV-1核酸増幅定量精密検査と「11」のHIV-1核酸同定検査を併せて実施した

場合には、主たるもののみ算定する。

(18) 結核菌群リファンピシン耐性遺伝子同定検査

ア 「17」の結核菌群リファンピシン耐性遺伝子同定検査は、同時に結核菌を同定した場合に限り算定する。

イ 結核菌群リファンピシン耐性遺伝子同定検査は、「9」の結核菌群核酸増幅同定検査を併用した場合は、主たるもののみ算定する。

(19) 「18」のH I V-ジエノタイプ薬剤耐性検査は、抗H I V治療の選択及び再選択の目的で行った場合に、3月に1回を限度として算定できる。

D 0 2 3-2 その他の微生物学的検査

(1) 黄色ブドウ球菌ペニシリン結合蛋白2' (PBP2')

ア 「1」の黄色ブドウ球菌ペニシリン結合蛋白2' (PBP2')は、L A法により実施した場合に算定する。

イ 血液培養により黄色ブドウ球菌が検出された患者を対象として測定した場合又は免疫不全状態であって、M R S A感染症が強く疑われる患者を対象として測定した場合のみ算定できる。

ウ 黄色ブドウ球菌ペニシリン結合蛋白2' (PBP2')と区分「D 0 2 3」微生物核酸同定・定量検査の「14」のブドウ球菌メチシリン耐性遺伝子同定検査を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。

(2) 「2」の尿素呼気試験を含むヘリコバクター・ピロリ感染診断の保険診療上の取扱いについては「ヘリコバクター・ピロリ感染の診断及び治療に関する取扱いについて」（平成12年10月31日保険発第180号）に即して行うこと。

(3) 「3」の腸炎ビブリオ菌耐熱性溶血毒（T D H）検査は、E L I S A法によるものであり、区分「D 0 1 8」細菌培養同定検査によって、腸炎ビブリオ菌が確認された場合のみ算定できる。

(4) 大腸菌ベロトキシン検出検査

ア 「4」の大腸菌ベロトキシン検出検査は、大腸菌の抗原同定検査の結果より病原性大腸菌が疑われる患者に対して行った場合に算定する。

イ 大腸菌ベロトキシン検出検査のうち、細菌培養を行うことなく糞便から直接検出する方法であってE L I S A法によるものについては、臨床症状や流行状況から腸管出血性大腸菌感染症が強く疑われる場合に限り、大腸菌の抗原同定検査を踏まえることなく行った場合にも算定できる。

D 0 2 4 動物使用検査

従前、細菌動物検査、妊娠動物検査、トキソプラズマ症におけるマウス使用検査等動物を用いて行う検査として認められていたものについては、本点数により算定する。

D 0 2 5 基本的検体検査実施料

(1) 基本的検体検査実施料は、特定機能病院である保険医療機関の入院医療において通常行われる基本的な検査について、請求の簡素化の観点から包括化して入院日数に応じた請求方法を導入したものである。

(2) 特定機能病院である保険医療機関が適用対象となる。

(3) 基本的検体検査実施料に含まれない検査を行った場合は、別途当該検査に係る所定点数を算定でき、当該検査が基本的検体検査判断料の対象に含まれないものであるときは、当該検査に係る検体検査判断料も併せて別途算定できる。

(4) 入院日数については、入院の都度当該入院の初日から起算し、また、退院日も算定対象とする。

(5) 外泊期間中は、入院日数に含まれない。

- (6) 療養病棟、結核病棟若しくは精神病棟に入院している患者及び第1章第2部第2節に規定するHIV感染者療養環境特別加算若しくは重症者等療養環境特別加算又は同部第3節に規定する特定入院料を算定している患者については、基本的検体検査実施料は別に算定しないが、入院日数は入院の初日から数える。
- (7) 1月を通じて、基本的検体検査実施料に包括されている検査項目のいずれも行われなかつた場合は、当該月は本実施料は請求できない。

## 第2款 検体検査判断料

### D 0 2 6 検体検査判断料

- (1) 検体検査については、実施した検査に係る検体検査実施料及び当該検査が属する区分（尿・糞便等検査判断料から微生物学的検査判断料までの6区分）に係る検体検査判断料を合算した点数を算定する。
- (2) 各区分の検体検査判断料については、その区分に属する検体検査の種類及び回数にかかわらず、月1回に限り、初回検査の実施日に算定する。
- (3) 実施した検査が属する区分が2以上にわたる場合は、該当する区分の判断料を合算した点数を算定できる。
- (4) 同一月内において、同一患者に対して、入院及び外来の両方又は入院中に複数の診療科において検体検査を実施した場合においても、同一区分の判断料は、入院・外来又は診療科の別にかかわらず、月1回に限る。
- (5) 上記の規定にかかわらず、区分「D 0 0 0」尿中一般物質定性半定量検査を実施した場合は、当該検査に係る検体検査判断料は算定しない。  
慢性維持透析患者外来医学管理料又は基本的検体検査実施料を算定した月と同一月に検体検査を行った場合は、それぞれの区分に包括されている検体検査に係る判断料は別に算定できない。
- (6) 注3に規定する検体検査管理加算(I)は入院中の患者及び入院中の患者以外の患者に対し、検体検査管理加算(II)は入院中の患者に対して、検体検査を実施し検体検査判断料のいずれかを算定した場合に、患者1人につき月1回に限り加算するものであり、検体検査判断料を算定しない場合に本加算は算定できない。  
また、基本的検体検査判断料の注2に掲げる加算を算定した場合には、本加算は算定できない。
- (7) 入院中の患者について注3に規定する検体検査管理加算(II)を算定している保険医療機関であっても、入院中の患者以外の患者について検体検査管理加算(I)を算定することができる。

### D 0 2 7 基本的検体検査判断料

- (1) 基本的検体検査判断料は、特定機能病院である保険医療機関の入院医療において通常行われる基本的な検査について、請求の簡素化の観点から、月1回の包括的な判断料を設定したものである。
- (2) 基本的検体検査実施料に含まれない検査を行った場合は、当該検査が基本的検体検査判断料の対象に含まれるものであるときは、当該検査に係る検体検査判断料も併せて別途算定できる。
- (3) 療養病棟、結核病棟若しくは精神病棟に入院している患者及び第1章第2部第2節に規定するHIV感染者療養環境特別加算若しくは重症者等療養環境特別加算を算定している患者については、基本的検体検査判断料は、別に算定しない。
- (4) 1月を通じて、基本的検体検査実施料に包括されている検査項目のいずれも行われなかつた場合は、当該月は本判断料は請求できない。
- (5) 特定機能病院において、(3)に掲げる場合以外で基本的検体検査判断料を算定すべき場合は、尿・糞便等検査判断料、血液学的検査判断料、生化学的検査(I)判断料、免疫学的検査判断料